第1回岡山県電気機械器具製造業

最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和7年9月29日(月)午前10時~

2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 3階会議室

3 出席者 公益代表委員 岡山一郎

長谷川 珠 子

労働者代表委員 坂 手 健一郎

高 橋 学

村 上 達 哉

使用者代表委員 産賀伸一

錦織勝輝

光畑知樹

事務局 労働基準部長 政 木 隆 一

賃金室長 黒田和美

賃金指導官 中本弘一 監察監督官 諏訪雅浩

労災補償監察官 木村弘之

4 議事

中本指導官

ただ今から、第1回岡山県電気機械器具製造業最低賃金専門部 会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申込みはございませんでした。

今年度第1回目の専門部会であり、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めさせていただきます。

まず、定足数について報告申し上げます。本日は公益委員の佐々木委員が欠席でございますが、他の委員8名が出席されておられますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数である2/3以上又は公労使各委員の1/3以上の出席の条件を満たしていることをご報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

- 1 特定最低賃金専門部会部会長・部会長代理の選任について
- 2 特定最低賃金専門部会の運営について
- 3 資料説明について
- 4 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- 5 今後の審議日程について
- 6 その他

でございます。

本日は令和7年度1回目の専門部会になりますので、冒頭、政 木労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

政木部長

本日はお忙しいところご参集いただき、ありがとうございます。 ご案内のとおり先月岡山県最低賃金が、過去最大の65円引き 上げ、1,047円で結審されました。年々最低賃金の引上げ額が大 きくなってきており、それに合わせて特定最賃の議論も難しくな ってきているところです。

特定最賃は労使のイニシアティブにより決定するものですので、 できる限り全会一致を目指しご議論いただければと思います。

今後何度かご足労いただくことになろうかと思いますが、どう ぞよろしくお願いいたします。

中本指導官

それでは、賃金室長、よろしくお願いします。

黒田室長

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、付議事項「(1) 部会長・部会長代理の選任」ですが、 部会長及び部会長代理は最低賃金法において公益委員の中から

選出することとされております。これまでの慣例により、各専門 部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいてお りますので、私から発表させていただきます。

部会長は長谷川委員、部会長代理は岡山委員です。 御了承いただけますでしょうか。

(同意する声)

黒田室長

御了承いただき、ありがとうございます。

それでは以降の議事につきましては、長谷川部会長にお願いい たします。

長谷川部会長

皆さん、おはようございます。

部会長を仰せつかりました長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

今年度の特定最低賃金の審議については、昨年度に引き続き、 改正の必要性の審議から専門部会で行うことになりました。特賃 の専門部会は、労使のイニシアティブにより丁寧かつ効率的な審 議を進めることが必要かと考えますので、各委員の皆様の御理解、 御協力をお願いします。

付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告をお願いします。

黒田室長

他部会の状況を報告させていただきます。

鉄鋼業、耐火物製造業、船舶製造業につきましては、必要性ありで結審しております。一般機械、各種商品小売業につきましては、先週第1回目がありましたが、継続審議となっております。 自動車の必要性審議は本日の午後から予定されております。

長谷川部会長

次に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。

特定最低賃金専門部会運営規程第6条によりますと、「部会長 及び部会長が指名した部会委員2名が署名する。」とされていま すので、部会長である私と、労側は村上委員、使側は錦織委員に それぞれお願いしたいと思います。

本日の大まかな予定をご説明いたします。

まず付議事項(2)につきまして、今年度の審議運営について 事務局から説明をしていただきます。

続いて、付議事項「(3)資料説明について」も事務局からお願いします。

その後に、付議事項「(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の 有無について」審議を行うこととし、労使双方から「改正決定の 必要性の有無にかかる基本的な考え方」を述べていただきます。

その際、事前の打合せ時間を設けたいと思いますので、資料説明の後に一旦休会とし、時間を取りたいと思います。御発言は公労使の全体会議とし、労使それぞれ5分程度でお願いします。御協力をよろしくお願いします。

では、付議事項「(2) 岡山県特定最低賃金専門部会の運営について」、事務局から説明をお願いします。

黒田室長

それでは、資料No.2をご確認ください。

今年度の7業種の改正決定につきましては、7月11日の本審で改正決定の必要性の有無について労働局長から諮問を行いました。資料No.2-(1)でございます。

その後、8月4日の本審で特賃の必要性の有無については、各部会で審議を行うこととなったため、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」という趣旨のことを加えて、再度諮問を行いました。これが資料No.2-②の諮問文でございます。

必要性の審議において、全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第11条に基づく3週間の意見聴取公示期間を経た後、金額審議の専門部会を開催することになります。

御留意いただきたいことが2点ございます。

1点目は、必要性ありとする場合、改定する特質の最低賃金額は、この度改定される岡山県最低賃金1,047円を1円以上上回った金額とすることになりますのでご留意ください。

2点目は、金額審議では、労働協約ケースであっても公正競争ケースであっても、6月18日に労働者側委員から提出された「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、金額審議における上限額となりますので御留意ください。

なお、必要性について、全会一致とならなかった部会は、後日本審に報告し、審議終了となります。

また、必要性審議及び金額審議ともに、専門部会で「全会一致」 で結審した場合は、審議会令第6条第5項を適用することで、本 審を開催せず、専門部会の決議を本審の決議とすることが合意されています。

それから、資料No.9を御覧ください。こちらは、「令和6年度 特賃審議経過及び結果一覧表」となっておりますので、審議の参 考としていただければと思います。

長谷川部会長

ただいまの事務局の説明について、委員の皆さん、いかがでょ うか。

(特になし)

長谷川部会長

それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも審議会令第6条第5項を適用すること、必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること、金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うことといたします。

長谷川部会長

次に付議事項(3)の資料の説明について、事務局からお願い します。

黒田室長

資料No.3から説明させていただきます。

こちらは、日本銀行岡山支店が本年9月4日に発表した「岡山県金融経済月報」です。概況としては、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるが、緩やかな回復を続けている。」とあり、最終需要をみると、「個人消費は、物価上昇等の影響を受けつつ、底堅く推移している。」、「設備投資は、非製造業を中心に増加している。」、「住宅投資は、弱めの動きとなっている。」、「公共投資は、緩やかに増加している。」とあります。

次のページ、2ページの(2)生産については、「県内製造業の生産は、海外経済の回復ペース鈍化等の影響を受けつつも、輸送用機械の回復等から持ち直している。」とされており、電気機械は、「IT関連財における在庫調整の進捗等から、緩やかに持ち直している」とされています。

資料No.4は、令和7年7月29日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。

総括判断では、「県内経済は、緩やかに回復しつつある。」としています。これは、前回4月と同様の判断です。

各項目の判断の欄を見ますと、本年4月と比較し「個人消費」、「生産活動」、「雇用情勢」、「設備投資」は横ばい、「企業収益」、

「企業の景況感」、「輸出」は下向き、「住宅建設」のみ上向きの状況です。

また、【先行き】については、「雇用・所得環境が改善する下で、 各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待され る。ただし、物価上昇の継続、米国の通商政策、金融資本市場の 変動等の影響に注意する必要がある。」としています。

次ページの各論のうち、「■個人消費」は、「緩やかに回復しつつある」とあります。「■生産活動」は、「緩やかに持ち直しつつある」とあります。

3ページの「■雇用情勢」においては、「緩やかに改善しつつ ある」とされ、新規求人数が前年を上回り、有効求人倍率は緩や かに上昇しているとあります。

「■設備投資」では、「7年度は前年度を上回る見込み」とあり、また、「■企業の景況感」において、企業の景況判断BSIは「下降超に転じている」とあり、「翌期は「上昇」超に転じる見通し。」とあります。

次ページ以降、本報告の資料編となっております。

3ページに「生産活動」がグラフ化されており、(2)主要産業別生産指数(季節調整済)を見ますと、電気機械関連は、赤色の実線となっており、令和6年10月から令和7年4月まではほぼ横ばい状態となっており、直近の5月は上向きとなっています。

資料No.5は、岡山県総合政策局が発表した、令和7年7月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」です。

表紙の見出しとしては、「生産指数は94.9 と、3か月連続の低下」とあります。

1ページ目の項目 2 には、「上昇・低下に寄与した主な業種」が 掲載されています。

ページを捲っていただき、3ページをご確認ください。

3ページには、「生産の業種別動向」として、主要業種別に「生産・出荷・在庫」の動向がグラフ化されており、上から3段目に電気機械関連工業があります。

5ページ以降、「業種分類生産指数」「特掲業種分類生産指数」 があります。数値の前にアルファベット小文字の「r」が付されているものは、速報値が、後から訂正されたものとなります。

資料No.6は、岡山労働局職業安定課が8月29日に発表した「雇用情勢」です。7月の岡山県内の有効求人倍率は1.40倍となり前月と比べ0.03ポイント低下しています。

少しページを捲っていただきまして、10 ページをご確認ください。

「産業別・規模別新規求人状況」があります。 E 製造業を見ますと、7月は、前年同月比 -3.4%、下段の (28) 電子部品・デバイス・電子回路 -66.7%、(29) 電子機械器具-37.1%、(30)情報通信機械器具-90.0%となっています。 資料No.3~資料No.6の説明は、以上です。

中本指導官

それでは、私から、最低賃金基礎調査結果について、説明いた します。

ご説明いたします基礎調査の資料は、資料No.7となります。お 手元の資料をご覧いただけますでしょうか。

1ページに基礎調査の概要が記載してあります。基礎調査は、 特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的としま して、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を 明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。調査対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、電気機械器具製造業を対象としております。

調査事業所については、100人未満の事業所を対象としております。30人未満の事業所は全労働者を、30人から99人の事業所は労働者の2分の1を抽出し、集計しております。

調査対象労働者は、いずれも、正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される18歳未満、65歳以上の労働者等は除いております。

調査対象となる賃金は、令和7年6月分の所定内賃金となって おります。基本給の他、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象 としております。最賃の基礎とならない精皆勤、家族、通勤手当 や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の 1か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手 当は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、集計調査事業所数は80社、集計調査労働者数は1,335人、この調査結果を元にして復元した母集団労働者数は3,802人となっております。

以上が基礎調査の概要です。それでは、最低賃金基礎調査の結果についてご説明いたします。

次の2ページをご覧ください。II「現行最低賃金未満率」ですが、集計結果から算定しますと、未満率は男性 4.0%、女性 21.7%、男女合計で 10.2%となっております。右側のカッコの中は、昨年度の未満率を表しております。

Ⅲの特性値一覧表ですが、月平均賃金額 245,520 円、時間当た

り平均賃金額 1,524 円、第 1・20 分位数 990 円、第 1・10 分位数 1,020 円、第 1・4 分位数 1,121 円、中位数 1,383 円となっており、カッコ内が前年度の数字となっています。

分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて 20 等分、10 等分、4 等分のように等分したときにその最初の境界に位置する数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて、3ページ以降の総括表について説明します。総括表は、 その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃 金の分布を示したものです。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。

3ページの一番下にある「1,038円」の階級を見ていただくと 累積で「542人」の労働者がおり、一つ上の「1,037円」の階級 を見ていただくと累積で「539人」の労働者がおりますので、結 局、「1,038円」の階級には「3人」が属しているということが読 み取れるということになります。

3~8ページには階層ごとに規模別・年齢別に区分したもの、 9~14ページには男女別・年齢別に区分した集計となっています。 賃金階級につきましては、特定最低賃金額より10円低い「1,015円」からプラス110円の「1,125円」までが1円刻みとなっており、それ以降は、10円刻み、100円刻みとなっております。

15ページをご覧ください。このグラフは、今説明した総括表の賃金分布を10円と100円刻みにしてグラフ化したものです。17ページの表は、特定最低賃金額の金額が上がった場合の影響率を示したものです。例えばですけれど、50円引き上げて「1,075円」とすると20.38%の影響率となります。

以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料No.8 「岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較」をご覧ください。

こちらは、県最賃を100とした場合の特定最低賃金の比率を、 平成26年度から経年的に比較した表でございます。いわゆる優 位率といわれるものです。令和6年度の電気機械器具製造業の特 定最賃は1,025円で104.4%となっております。

また、その次のページの表は、電気機械器具製造業特定最賃と 県最賃の引き上げ幅などを年度別に比較した一覧表となってい ます。

資料の説明は以上となります。

長谷川部会長 ただ今の資料説明に対して、何か質問等はございますでしょうか。

使用者側委員 未満率の件ですが、資料7の2ページですが。ここの女性の方の21.7%というのは、何か異常値のように思えるんですが、何か 理由があるんでしょうか。

中本指導官 調査の選定にあたり、無作為抽出という基礎調査の性質上、年度ごとに抽出された事業所というのは異なりますので、偏りが生じる可能性は在りうるかと思っています。結果的にこうした集計結果となったということです。

公益委員 電気機械器具の業種として最低賃金が守られていない現状が あるということについて、何か指導を行ってきたということはあ るんでしょうか。

中本指導官 昨年度につきましては、電気機械器具製造業を主眼とした特別 な指導は把握しておりません。毎年度、他業種を含めて未満率に ついて、業種ごとの数値は注視しておりますので、それをもとに、 毎年度、参考として検討していくことになります。

公益委員 今後、特に女性の未満率が圧倒的に高いというのは問題だと思 いますので、よろしくお願いします。

長谷川部会長 その他、よろしいでしょうか

労働者側委員 未満率のところで、他産別と比べての電機の未満率は高いのか、 低いのか、どの位置にあるんでしょうか。年度によってばらつき があるのは前提ですが、今年についてはどうでしょう。

黒田室長 今年について、一番高いということではありません。ただ、他 産別と比べて高い数値、位置にあるということではあります。

長谷川部会長 その他、よろしいでしょうか それでは、ただ今から労使の打合せをお願いしたいと思います。 打合せの時間は15分程度でよろしいでしょうか。

(同意する声)

長谷川部会長

それでは、10 時 40 分くらいに再開ということで、お願いしま す。委員の皆さん、控室の方へ移動をお願いします。

黒田室長

事務局でご案内いたします。

(労使それぞれ別室にて打合せ) (打合せ後、労使委員入室)

長谷川部会長

では、全体会議を再開いたします。

付議事項「(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」審議に入ることにします。

まず、労使各側から特定最低賃金改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお話していただきたいと思います。それぞれ5分程度での発言に御協力いただくようお願いします。

お聞きする順番は最初に労働者側委員、その後使用者側委員にお願いします。

それでは、労側の代表の方にお願いします。

労働者側委員

本年の春闘の結果、賃金の動向について述べさせていただきます。

電機連合では、今次闘争の意義を、積極的な人への投資により継続的に実質賃金を向上させて、経済の好循環を確かなものとすると位置付けて取り組んできました。賃金水準の改善、引上げ額を17,000円として掲げました。その後、最終方針論議におきまして、10,000円以上の水準改善を図るといたしまして、そのうえで昨年を上回る要求の趣旨を踏まえ、さらなる上積みを図るということを確認して交渉を進めました。

各労組が本方針を踏まえて、粘り強い交渉を推進した結果、すべての中闘組合で回答引き出し基準を上回る 12,000 円以上の回答を引き出すことができました。また、拡大中闘組合でも多くの組合が回答を引き出し、基準を満たすという結果となりました。

これらの状況は、拡大中闘組合における可能な限り高い水準をめざした交渉の成果が直加盟組合の交渉にも波及したものであると捉えています。また、高卒初任給、大卒初任給についても、すべての中闘組合で要求水準におきまして、高卒初任給 20 万円以上、大卒初任給 263,000 円以上を掲げて、それ以上に改善することができました。これらの回答は、優秀な人材の確保につながり、電機産業そのものの魅力を高める水準であると考えています。続いて、最低賃金が適用される業種の経済情勢及び今後の見通

しについてです。24年度の中闘組合企業12社の業績は、売上高は前年度実績比で1.2%増となっています。25年度の通期営業見通しについても、25年度の売上高、営業利益の見通しについて、公表している11社全体では減収増益となっていますが、うち7社では増益を予想しています。また25年度の売上高、営業利益の見通しについて、公表している拡大中闘組合企業まで範囲を広げると、増益を予想しているのは22社のうち17社となっています。

岡山県内の有効求人倍率は24年6月以降1.4倍以上で推移するとともに、全国平均を上回っていて、引き続き人手不足感が強い状況にあります。

改正決定に対する意見としましては、今次春闘で相場形成された賃金水準改善の結果を、未組織を含む電機産業で働くすべての労働者の処遇に波及させることで、実質賃金を早期に改善し、生活不安を払しょくすることや、日本経済の好循環を確かなものとすることが必要だと考えています。また、現在県内他産別、近隣他県の電機の最低賃金との水準格差があることを踏まえ、岡山県内の電機産業において、人材確保、能力発揮を後押しし、競争力あるモノづくりやソリューション、新たな雇用の創出に向けて適切な賃金水準改善を図る必要があると考えます。

以上のことから、必要性ありと述べさせていただきます。

長谷川部会長

ありがとうございます。

他の委員の方で補足等ございますでしょうか。

それでは、質問等は後ほどまとめてしていただくとして、次に 使側の代表の方にお願いいたします。

使用者側委員

国内の電機産業の動向ですが、回復傾向に戻りつつある受注、 それから在庫の正常化が進んでおりまして、グローバルの半導体 とか、EV 需要をとらえて、前年比成長をめざす企業もあります。 ただ、中国市況の低迷ですとか、原材料の価格高騰、そして米国 関税問題、為替の影響など、数多くの懸念要素は解消のめどはた っておりません。先行きは極めて不透明な状況と認識しておりま す。

こうしたなかで岡山県における各企業においても、経営リスクにさらされる環境下でいかに勝ち残るかということで市場の変化をキャッチして、成長軌道に乗せていこう、そのための事業再編、事業自体の見直し、あるいは収益を出せる構造づくり、こうした様々な変革のための施策、あるいは中期経営計画に取り組ん

でいます。

こうした動きとその成否、成功するか否かということは、主要メーカー、グループ企業から、中小をはじめとする取引先に至るまで、サプライチェーン全体の企業に影響が及ぶものであります。従って、国内、岡山県も含めて電機産業の将来の展望に向けては、経営と従業員が一体となって、変化、変革に対応して、各種施策の実効性を高めていくことが課題と考えています。

一方で、電機産業を支えるモノづくりですとか、サービス、売り方はそこで働く人自身の働きとその相和によって創出されます。プラス価値も発揮されるということになりますが、一方で人材不足があらゆる現場で顕在化しております。5年後、10年後の組織の継続が見通せないという状況になっている組織、企業も数多くあります。高い技術、高い技能、willをもった人材と、企業、組織の魅力とのマッチングが図られなければ、技術力、競争力の発揮は困難と認識しています。この点は労使共通の認識ととらえておりまして、岡山県の電機各企業においては、労働力という観点だけではなく、将来を展望して事業機会を獲得して収益性を伴う成長構造の実現を支える人材を安定的に確保していくことが不可欠と考えます。

以上の認識より、今年岡山県最賃も改定されましたが、その中で岡山県の電機として、とりわけ魅力ある業界としての優位性を一定確保した最低賃金水準である必要があると考えます。

従って特定最低賃金の改正決定の必要性はありと考えます。

ただ、大幅な引上げが近年続いています。特に小規模企業の経 営圧迫に直結する可能性もありますので、金額水準については、 他県、他産別の動向も踏まえて慎重に検討すべきと考えます。

長谷川部会長

ありがとうございます。

他の委員の方から補足などありますか。

長谷川部会長

双方から御発言をいただきました。それぞれ必要性ありという 結論を伝えていただきましたが、何か質疑等ございますか。 よろしいですか。

長谷川部会長

では、ここで労使の発言内容を簡単に確認させていただきます。 労側としましては、春闘などで賃金向上の成果が図られたとこ ろであるということ。また、それぞれの企業の経済情勢も見通し は悪くないということが言えるんじゃないかということ、岡山県 の中で、人手不足が生じていること、他県の賃金水準と比べると、 他県に流出する可能性を考えると、岡山県の電機産業の最低賃金 を引き上げていかなければならないということから、必要性あり という話があったかと思います。

使用者側も、経済情勢回復傾向にあるけれども色々不透明なところもあって、厳しい状況にもあるが、やはり、人材は重要であるという認識で、優秀な人材と企業とのマッチングを図っていくには賃金も魅力あるものにしていく必要性もあるというから、特賃についても、改正決定の必要性があるという話をしていただいたかと思います。ただ、使用者側からは、いくら引き上げるかという金額審議の際には、様々なことを考慮しつつ、慎重に議論、判断していきたいということでした。

長谷川部会長

双方から、必要性ありということでご意見いただきました。それぞれご意見一致しているという認識でよろしいでしょうか。

(同意する声)

長谷川部会長

ありがとうございます。

結論を得ることができました。早い時間に決めていただきました。

それでは、この結論を会長あてに報告したいと思います。事務 局で報告文の案を準備してください。

(事務局、報告文(案)を各委員に配布)

長谷川部会長

では、事務局で報告文(案)を読み上げてください。

黒田室長

それでは、報告文(案)を読み上げさせていただきます。

(報告文(案)読み上げ)

長谷川部会長

(案) のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

長谷川部会長

本年8月4日の第514回審議会において、「全会一致の場合は、 最低賃金審議会令第6条第5項を適用すること」とされており ますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。

では、事務局で答申文(案)を用意してください。

(事務局、答申文(案)を各委員に配布)

長谷川部会長では、事務局で答申文(案)を読み上げてください。

黒田室長 それでは、答申文(案)を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)読み上げ)

長谷川部会長 (案)のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認)

長谷川部会長 では、この内容で(案)を取り、番号を付して答申することと いたします。

番号は岡賃審第43号になります。

(部会長より基準部長へ答申文を手交)

黒田室長 ただ今答申をいただきましたので、局長に代わりまして、労働 基準部長よりご挨拶申し上げます。

政木部長 本日はご審議いただきありがとうございました。

次回から金額審議となりますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

長谷川部会長 皆さん、早くからお集まりいただきありがとうございました。 熱心な御審議をいただき答申することができました。

> 本日の審議はここまでとし、金額審議につきまして、次回は労 使より金額提示をいただくことになります。ご準備ください。

次に、付議事項「(5) 今後の審議日程」について事務局から 説明をお願いします。

黒田室長 先ほど、岡山労働局長あて答申をいただきましたので、本日付けで意見聴取について公示することとします。意見書の提出期限につきましては公示期間を3週間とし、10月20日月曜日までとなります。

今後の審議日程につきましては、次回は10月21火曜日10時

からを予定しております。委員の皆様には改めて通知を差し上げます。

次回の専門部会は、最低賃金法第25条第2項の金額審議のための専門部会になります。以上です。

長谷川部会長

日程について何かございますか。

次に、付議事項「(6) その他」ですが、事務局から何かございますか。

黒田室長

1点確認させていただきます。

本日の第1回特定最低賃金専門部会は、公開として開催しておりますので、議事録を作成し、これを公開します。第2回以降の専門部会につきましても、今年度より、公労使三者が揃う全体会議は公開することとなりますので、第1回目と同様に議事録を作成し、公開することになります。

長谷川部会長

議事録の取扱いについてはそのようにお願いします。

長谷川部会長

委員の皆さん、何かございませんか。

(特になし)

長谷川部会長

これを持ちまして、第1回岡山県電気機械器具製造業最低賃金 専門部会での審議を終わります。委員の皆さん大変御苦労様でし た。